

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	始良市 重度心身障害者の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、重度心身障害者の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	重度心身障害者の医療費助成に関する事務
②事務の概要	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成22年始良市条例第109号)に基づき、重度心身障害者の健康の保持増進を図り、重度心身障害者の福祉の向上に資するため、重度心身障害者に係る医療費の助成を行う。 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・重度心身障害者の助成金の支給認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・重度心身障害者の助成金の認定を受けた事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・重度心身障害者の助成金の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・重度心身障害者医療費助成金の返還、その返還に係る事実についての審査又はその返還に対する応答に関する事務
③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

重度心身障害者医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第2項 ・始良市個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の3の項 別表第2の19の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号及び第11号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。
-------	---

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・指導	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている
--------------	-------------------------------------

	5. 3) 作図の仕方を示す、書き方に使用される材料名、の刺繍	7
--	---------------------------------	---

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------	-----------	---

[十分である]

判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

變更箇所

[illegible]